

平成28年度 第1回大島町農業委員会総会議事録

平成28年度定例大島町農業委員会が、平成28年4月25日（月）午前10時より大島町3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|---------|---------|--------|---------|--------|
| 1、土屋茂 | 2、小坂一雄 | 3、新保鐵雄 | 4、五十嵐初代 | 5、中村富長 |
| 6、澤田波夫 | 7、伊藤潔 | 8、春木望 | 9、向山吉昭 | 10、土井勝 |
| 11、笠間隆夫 | 12、山本政一 | | | |

2、欠席委員

- 7、伊藤潔

3、出席職員は次の通り

- | | |
|-------|--------|
| 野村昌宏 | 観光産業課長 |
| 山田貴訓 | 農業係長 |
| 雨宮祐一郎 | 主任 |
| 幡野喬 | 主任 |

4、付議された案件

- 日程第1：大島町農地利用最適化推進委員の委嘱に係る審議について
日程第2：農地の権利移動の許可について
日程第3：農地利用集積計画（案）について
日程第4：平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
日程第5：平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
日程第6：その他

5、本日の書記は次の通り

- 主任 幡野喬

土屋議長 それでは平成28年度第1回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中11名、欠席委員は1名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

（～異議なしの声 多数～）

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は、3番委員と4番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の幡野氏を指名いたします。それでは日程第1「大島町農地利用最適化推進委員の委嘱に係る審議に

ついて」です。本日、届出をされました〇〇さんにお越し頂いておりますので、これより〇〇さんに幾つか質問をさせて頂ければと思いますので、お答え頂きたいと思っております。では、笠間委員お願いします。

笠間委員

それでは、何点かご質問させていただきます。1点ずつお答え下さい。まず1点目です。この度、大島町農地利用最適化推進委員の公募に届出をして頂きましたが、農地利用最適化推進委員の応募資格にて、「農業に関する見識を有し」とあります。〇〇さんの現在までの経歴を簡単に教えて頂きたいと思っております。また、今まで農業に関して行ってきたことと、今回応募する際にご自身で募集要項にて資格要件に記載のありました、「農業に関する見識を有している」というご判断をされたのかお聞かせ頂きたいと思っております。

〇〇氏

実家が〇を営んでいまして、現在長男が継いでおります。その長男は〇地区の〇をしています。私も小さい頃から花卉に関しては情報を得ていまして、非常に花、植物が大好きです。私は〇なので自由にやっていたのですが、定年後NPOで仕事と人を結び付けることをテーマにNPO活動を行っていて、そこでは障害者や高齢者の就労確保を目指してやっています。この度、それに付随して農業に関する勉強を重ねまして、昨年11月に大島に移住して来ましたが、NPO活動の就労確保ということで、植物工場を設置してパートさんを雇いながら3年間運営しました。NPO活動なので収益は厳しいものがありますが、労働力としてはそれなりに皆さんに喜んで頂けたと思っております。その経緯として〇〇に住んでいましたが、大島町が人口流出で先々困っていて、特に生活を守る就労確保を非常に求めていると情報が入って来まして、それに対して準備をしながらこちらに参った次第です。皆さんに植物工場がどれだけご理解頂いているか分かりませんが、3年間マンションを借りて主に香辛料のバジル系の育成をしていました。育成管理はバジル系で約5cm育てるのに約3週間で出来上がります。トレーを使って育成しますが、人工光のLEDを使ってやっていました。それなりに成果が出ましたので東京都からのお話でこちらに11月参った次第です。まず、働く場所と植物の環境に合うように作っていくということでLEDセットを持って来まして、これからテスト栽培を行っていく予定で、町の担当の方とも相談をしながらただいま準備をしております。まだまだ自分としては農業に対しての知識がありませんが、就労確保に繋げていけば、ゆくゆくは特に60歳以上の高齢者の方が人口的に非常に多いので、その方々の就労救済にプラスになると思います。更に若い方の流出があります。それを留めるには働く場所の確保が必要です。それには特に耕地農地を利用しながら若い人の働く場所を確保していく。これには色々な方のお知恵が必要になってきます。ですので協力を頂きながら、或いは私から積極的にご相談申し上げながら、確保の環境を作っていくということで前向きに考えております。皆さんのお知恵を頂きながら、この農地利用最適化推進委員にチャレンジすることで自分自身も高まり、皆さんのお手伝いが出来ればNPO活動としては良いのではないかと考えております。長い挨拶になりましたけれど、今後ともよろしくお願いいいたします。以上です。

笠間委員

ありがとうございます。「農地等の最適化の推進に関する事項その他の所掌に属する事項に」の中に、農地利用の集積・集約化の推進、耕作放棄地の発生防止と解消の推進は先程の回答の中に入っているのだと思いますが、高齢者の労働者、或いは若い方が島か

ら出て行かないようにということに関しては、高齢者の就農者と言っても大島では余り遊んでいる人はいないと思います。と言うのは、シルバー人材センターでも登録する人が非常に少なくて困っている状態です。そのことについての目処は。

〇〇氏 先日商工会に伺いましたが、まずPRが一番大事だと思います。これから始めたいと思っている植物工場は、非常に新しい農業政策に当たります。これは労働的な活動としてはそれほど体を使うものではありません。ビニールハウスの中の棚で太陽光を使って育成します。従来からある施設を利用することで多くの方に参加頂けると思います。特にビニールハウスが余っていて焼却している方が沢山いらっしゃるということで、空いている農地やビニールハウスを利用しながら、就労についてある面ではご説明申し上げて、ある面では一緒に学びやっていくことが初めのうちは必要になると考えています。

笠間委員 その出来た生産物は島外、もしくは島内で消費するのですか。

〇〇氏 販路が一番問題になりますが、私の手元に写真がありますが、□□のマンションで3年間行ったバジルのデータです。東京築地の仲買さんの所にコンタクトがありまして、このようにバジルの先の3cmから5cmの間隔で、特に芽生えた3cmくらいが一番商品価値が高いと言われて準備をしております。これをパックに入れて納入することで、金額は流動的ですが向こうで高く買って頂くことになっています。そのようなことで販路に関しては余り心配しておりません。ただ、量的な問題が出て来ますので、島内消費、或いは近郊の熱海や観光地のレストラン関係等で利用される可能性が非常に高いと思いますので、そちらの販路も検討しております。以上です。

笠間委員 ありがとうございます。質問は以上です。

土屋議長 他に質問のある委員は挙手にてお願いします。はい、2番。

小坂委員 今日はどうもご苦労様です。販売先は島外、島内の両方で、その芽先を利用することですが、その利用方法はどんなものに使うのですか。

〇〇氏 フランス料理やイタリア料理に使われます。和風でしたら、つまとして利用される可能性が高いです。

小坂委員 ということは、生のままで食べるのでしょうか。

〇〇氏 生で使うケースもありますが、和風に関してはある程度加工した温野菜として使われるケースもあります。その場合は10cm程育ったものを使うというお話でした。

小坂委員 国立市だったか都内でもハーブ系を使っているところがあって、当農業委員会で以前見に行ったけど、その日摘んだものをその日の注文に応じて出荷して、その日の夕方には料理店のお膳に乗る方法を取っていましたよ。そうすると、大島で作ったつまを島外に出した場合、恐らく利用するのは翌日になってしまっていて、その分鮮度が落ちて価値が下がってしまうと思いますが。

〇〇氏 品種が骨太の茎を持ってまして、以前の実験で3日以上持つことが分かっています。ですが船で宅急便屋さんをお願いした場合、保存の状況に寄って変わってくると思いますので、割高になると思いますが冷蔵という方法で送った方が安全だと思います。

小坂委員 分かりました。それと応募の理由に植物育成事業とあって、代表的な大島の産物育成のためと載っていますが、その産物とは新しく産物を作るという意味でしょうか。

- 〇〇氏 いえ、むしろ長年出来た植物が沢山あります。特に明日葉は素晴らしい栄養素を持っています。明日葉はライバルの八丈島でも作っていますが、成分的に大島の明日葉と八丈島の明日葉は違います。これは私の願望ですが、将来的には両方を掛け合わせて両方の成分が入った商品化が出来れば、その成分は皆さんの方が良くご存じだと思いますが、生態系では癌や病気の防止で医学的にも使われています。この両方を兼ね合わせた明日葉が出来れば、栄養分や成分的には優秀なものが出来上がると思います。ただ、これは大変難しいことだと思います。色々農業の専門家に協力を仰ぎながら育成していく必要があると思います。
- 小坂委員 分かりました。それから応募の理由に若人の就労確保とありますが、大島町でも農業振興で若い人を内地から呼んでやっています。その整合性はどう考えていますか。
- 〇〇氏 昨年2名の就労がありましたね。そして今年は地元の方が参加されるということで、ある面では人的な環境は良くなってくると思います。先ほど冒頭で申し上げたように、植物工場並びに特に60代の積極的に考えている方に、植物工場の育成の知識と、尚且つ皆さんのお知恵を拝借しながら、従来に育成されている農業のノウハウの提供を頂きながら、60代の方に積極的に花卉や樹木に対しての参加に繋げていきたいと思っています。ですので、出来れば若い方の勉強会に同席させて頂いて、少しでもそのような方の知識の吸収に役立てば良いのではと思います。むしろこちらからお願いしたいのは、そこで選ばれたレベルの高い方に参画して頂いて、これは私の勝手な願いですが、知識を吸収することをお願い出来ればと思っています。そうすることで総合的に知識が増えていくと思っております。
- 小坂委員 それと販売先が築地と言っていましたね。今度、築地の生花市場が木場に移りますけど、そうなっても扱ってもらえるということですか。
- 〇〇氏 仲買さんに直接持ち込む商品になります。日本橋に商店というか大きなビルがありまして、そこに搬入する段取りになっています。
- 小坂委員 分かりました。
- 土屋議長 はい、4番。
- 五十嵐委員 バジルを栽培されているということで、私も良くバジルペーストを作りますが、島外に運賃を掛けてバジルだけで採算は取れるのでしょうか。他のハーブは作らないのですか。
- 〇〇氏 そんなことはございません。人工光のLEDを使って7段の棚に左右5m幅90cmのトレーを2列並べて14段で出来るようになっていきます。なので色々な種類を作ることが可能ですので、バジル以外に名前を度忘れして恐縮ですが、このような赤いもの、主にフランス料理等の洋食野菜で使われるものを考えています。それと私はオランダに縁があって行くことが多いのですが、オランダは皆さんもご存知のとおり花卉が非常に中心的な国です。そこでマイクロプランツという小さな植物を育成する場所がありまして、マイクロプランツはバジルと同じような種類で3cmくらいの植物で、これを育成したものを作っていますので、それを活用しながら将来的にやっつけようと思っています。日本では1社だけそれを使って作っています。
- 五十嵐委員 バジルは香りが強いですが、和食にも活用出来ますか。
- 〇〇氏 バジルは13種類くらい種類がありますので。

- 五十嵐委員 私も色々な種類のハーブを作っていますが、皆香りが強いですね。私はそれが和食に向くとは考えられないので。やはりイタリア料理系だと思いますが。
- 〇〇氏 日本人に好まれるような種類を探して作っていきたいと思っています。
- 五十嵐委員 大島でもバジルだけでなく、他のハーブを作る予定ですか。
- 〇〇氏 そうですね。あまり欲張っても駄目だと思いますので、初めはバジル系を主体に作っていきたいと思っています。
- 五十嵐委員 分かりました。ありがとうございます。
- 土屋議長 はい、12番。
- 山本委員 規模はどれくらいで考えていますか。
- 〇〇氏 初めて起業する時は鉄則があります。小さく生んで大きく育てるとというのが起業のスタンスです。どこの会社も小さくスタートしています。大島の環境に合わせて無理をせず小さい規模から徐々に慣れて行けば規模も拡大していくと。それはその起業に参画する方のお知恵を拝借しながら育てていくことは可能だと思います。
- 山本委員 何人位で作業して経営が成り立ちますか。
- 〇〇氏 とても肝心なことです。当初は2名の雇用を考えています。1名はその組織を継続して行く若い方。もう1名はパート系のお母さん方をお願いしようと考えています。最初のうちはこれが限度だと思います。徐々に収益が上がってくれば色々考え方も変わってくると思いますが、増やしていければと思います。
- 山本委員 大概のバジルは高温でないと生育は駄目ですね。
- 〇〇氏 そうですね。ですから太陽光を使いながら補助的にLEDを使って、ある程度温度を一定にすることが求められると思います。ただ、大島は夏場高温なので心配ないですが、冬の寒い時期は、暖房を使って温度を一定にする知恵が求められると思います。
- 土屋議長 農業経営の話になっているので、推進委員の話の質問でお願いしたいと思います。
- 小坂委員 会長から質問して下さい。
- 土屋議長 NPO法人で大島に来たとのことですが、何故推進委員でやりたいのですか。
- 〇〇氏 先日推進委員の詳細を頂きまして、そこに推進委員の役目が書いてあります。就労確保で人と仕事を結び付けることがNPOのコンセプトで私はこちらに来ました。そして何故大島が良いかというのは、植物を育成する環境が非常に良いからです。この推進委員の就労を考えていましたのは、放置農地が非常に多いですが、このまま放置しておく色々管理の問題や経済的な問題が持たないという感じがします。特に60代の方の就労確保に、この放棄農地を利用した育成の可能性が非常に高いと思われます。ですので、その放棄農地が現在どのようなになっているのか、そちらでデータがあると思いますので、見せて頂きながら私なりに検討していきたいと思っています。今私は□□に住んでいますので、そのエリアでどのような放棄農地がされているのか、少しでもその農地の利用を持ち主に確認しながら有効利用していきたいと思っています。それをやることで野増の経済的な負担が少しでも軽くなればと考えて応募しております。
- 土屋議長 大島で20年くらい前は2,000名くらいいた農家が、現在は300名くらいになりました。その中で収益を上げる話が出来るとは思いますか。実際は農家を離れていく人が

殆どです。年寄りには皆辞めていきますけど、それを入れてくるようなことをするというのは具体的にどんなことですか。

〇〇氏 植物工場並びにビニールハウスを使って、新しいブランドの植物を作っていく。先ほども言いましたが、明日葉を掛け合わせた新しいものの他に大島ブランドになるようなものも作っていきたいと思っています。

野村課長 また仕事のことを聞いてしまっただけでは同じですよ。

土屋議長 推進委員の応募の理由は何ですか。

〇〇氏 地元の放棄農地を実際に調査します。その調査のお手伝いを農業委員さんのご指導を受けて進めていきたいと思っています。

土屋議長 はい、9番。

向山委員 聞いていると大変結構なお話ですけど、農業委員と推進委員で現地調査や耕作放棄地の調査に行ったりしますが、殆どがその仕事で大変な仕事ですよ。毎日山を駆けずり回って足腰きついですよ。

〇〇氏 はい。ですので現在私はトレーニングを積んでいます。朝に運動をしたりジョギングをしたり足腰を鍛えながら準備しています。それなりに覚悟はしていますが、前向きに行く以上責任を持ってやっつけようと思っておりますが、勿論農業委員のご指導を受けながら粗相のないように進めていきたいと思っています。

向山委員 分かりました。

土屋議長 はい、11番。

笠間委員 これから先、大島に永住する予定ですか。それとも仕事が上手くいったら他のところに行くとか。

〇〇氏 いえ。それは分かりませんが長くいたいと考えています。現在▲歳ですが▲歳まで▲年ありますので、▲年間はいたいと思っています。

土屋議長 はい、9番。

向山委員 推進委員の肩書は地方公務員の特別職なので、その点は良く把握しておいて下さいね。

〇〇氏 分かりました。守秘義務ですが、色々な調査の情報を皆さんの記録の中に記載することはあると思いますが、直接周りの方に話をするのは避けたいと思います。私は□□をしていましたので、守秘義務に関しては気を付けております。

土屋議長 はい、8番。

春木委員 推進委員になりたい理由は最初に仰って頂いたので皆さんお分かりかと思いますが、経営で採算の話が出ましたけど、大島はビニールハウスを造るにしても非常に経費が掛かります。それを栽培するのに軽油の値段を見ても内地と比べて経費が掛かりますよね。出来た商品を東京に出荷するのにまた運賃が掛かって日にちも掛かる。それで採算が取れるやり方を考えてほしいですね。

土屋議長 春木さん、経営の話はもう良いですから。他によろしいでしょうか。それでは、〇〇さんへの質問は以上となります。本日はご多忙のところ、ご参集頂きありがとうございます。この後、大島町農業委員会にて審議をさせていただきますので、ご退室をお願いいたします。

(～〇〇氏 退室～)

- それでは審議に入ります。先ほど〇〇氏に聞き取りを行いました、大島町農地利用最適化推進委員への委嘱について意見のある委員は挙手にてお願いします。はい、8番。
- 春木委員 初めの説明で十分ではないですか。このような方を駄目と言ったら大島の発展はないと思いますので賛成です。
- 笠間委員 商売をするために推進委員になって情報をもらいたいということなのかな。
- 五十嵐委員 私もそう思った。
- 土屋議長 はい、10番。
- 土井委員 それは関係ないでしょ。推進委員として農地を見回りたいと言っているのだから。それをどう活用しようと、それを我々が審議することではないでしょ。あれだけ一生懸命に耕作放棄地を調べてくれると言って下さっているのだから私は賛成ですけどね。
- 土屋議長 はい、9番。
- 向山委員 初めから最後まで話を聞いていて筋が通ってましたよね。良い話ばかりだけど、人数もないのだから良いのではないの。仮に問題があった場合は辞めてもらうことが出来るわけでしょ。
- 土屋議長 はい、2番。
- 小坂委員 確かに良いとは思いますが、〇を調べたいと言って、〇から2名出ているよ。だから1名は他の地区に回ってもらわないといけない。それを承知なら良いと思う。
- 土屋議長 よろしいでしょうか。それでは採決いたします。日程第1「大島町農地利用最適化推進委員の委嘱に係る審議について」、〇〇氏の委嘱に賛成の委員は挙手にてお願いします。
(～8名 挙手～)
- 11名中8名賛成ですので、〇〇氏に対して大島町農地利用最適化推進委員へ委嘱いたします。はい、2番。
- 小坂委員 臨時総会で他の2名は決議していません。
- 土屋議長 2名は決議されています。〇〇さんは〇ではなく、他の地域をやってもらうということで良いですね。
(～賛成の声 多数～)
- 続きまして日程第2「農地の権利移動の許可について」ですが、議案が複数ありますが、譲受人が同一人ですので、一括して審議をいたします。それでは議案第1号及び議案第2号を上程いたします。事務局から議案の朗読及び内容の説明をお願いします。
- 事務局(幡野) それでは説明いたします。農地の権利移動の許可について、議案第1号及び第2号を一括してご説明いたします。まず議案第1号です。申請人及び譲受人は□□▲番地、〇〇、▲歳。譲渡人は□□▲番、〇〇、▲歳。申請地は、□□▲番▲、面積は▲㎡です。続きまして議案第2号です。申請人及び譲受人は議案第1号と変わりません。譲渡人は□□▲丁目▲番地の▲の口、〇〇、▲歳です。申請事由ですが、申請人である〇〇は、譲受人である双方から無償にて申請地を譲り受け、明日葉、椿、柑橘類の栽培を行っていくというものです。営農状況といたしまして、常時従事者2名、うち1名は農作業歴20年です。耕作面積といたしましては、当該申請地に隣接するところに▲㎡の農地を所有し、そこで耕作をしておりますことから、資格要件である、耕作における下限面積等の条件を備えている者と判断されます。労力状況につきましては、労働力として男2名、

既存の農業機械等ですが、耕運機2台、噴霧器1台を所有しており、今後の導入予定として運搬機を1台としております。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□に接する町道、□を□方向に100mほど東南東へ進み、□を進行方向左手山側に入ります。そこから更に▲mほど進みました進行方向右手東側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。以上です。

土屋議長

ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から議案第1号及び議案第2号の現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、9番。

向山委員

第1号議案、第2号議案と一緒に補足説明いたします。4月24日地元委員の小坂委員、中村委員、土井委員と私の4名にて申請地の調査見回りをいたしました。その結果、4委員とも申請とおりに異議なしと認めましたので、各委員の方はよろしくをお願いいたします。申請地の隣接地の北側は農振地域、西側が宅地、南側が普通畑、東側が宅地及び普通畑となっております。標高は約100mあると思われまので、夏は涼しく冬は寒いですが柑橘類等には適していると思います。申請地内について▲番▲は更地、▲番▲はキュウイフルーツ、柿の木になっています。周りは両方とも杉、桜、椿の大木で覆われる防風林となっております。将来は事務局説明のとおり、柑橘類や椿を栽培することです。申請地の場所も事務局説明のとおりです。以上、補足説明を終わります。

土屋議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。はい、6番。

澤田委員

申請地の見取り図で▲番▲と▲番▲の間の道は私道ですか。

土井委員

はい、私道です。

土屋議長

はい、11番。

笠間委員

譲受人と譲渡人は兄弟ですか。

土井委員

兄弟です。

土屋議長

その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは一括して採決いたします。議案第1号及び議案第2号について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり許可といたします。続いて、日程第3「農地利用集積計画(案)」について、事務局より説明をお願いします。

事務局(幡野)

それでは説明いたします。農地利用集積計画(案)についてです。所有権の移転を受ける者は、□□▲番▲、○○。所有権の移転する者は、□□▲丁目▲番▲号、○○。所有権の移転する土地は、□□▲番▲、地目は畑で、面積は▲㎡です。また、所有権の移転ですが、売買により、平成▲年▲月▲日に所有権移転を予定しております。次のページをご覧くださいますと、所有権を受ける者の農業経営の状況等です。当該申請地▲㎡につきまして、さつまいも等の露地野菜圃場として使用をしていきたいというもので、農業従事状況といたしまして、夫婦で年間延べ320日従事するというものです。現在所有している農業機械等につきましては、運搬用軽トラック1台、管理機1台、草刈機1台です。以上、農地利用集積計画(案)につきましてご審議頂き、当計画にご承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明に関して、発言のある委員は挙手願います。はい、9番。
- 向山委員 これは先々月の農地利用集積計画書と似たようなものですよね。この農業経営基盤強化促進法の中の農地利用集積計画で、農地法第3条の下限面積の許可不要というのがありますよね。この手でやれば下限面積が関係ないから今回は▲坪ですよね。売りたい人買いたい人がいれば、この手を使えば出来るということですよね。それで手に入れた人は耕作してやるということで。はい、分かりました。
- 土屋議長 はい、2番。
- 小坂委員 下限面積が必要ないということであれば、農地法の下限面積の30aはそのまま動かさなくても良いのではという気がするけど。この人は▲坪の▲㎡の他にも農業をやっていますか。
- 事務局(雨宮) ご説明いたします。この〇〇さんは、口辺りで農業のお手伝いをされていると伺っています。本格的に自分で耕作するのが初めてとのことで、今回このような形で面積も小さいですが、農業経営基盤強化促進法に基づいて所有権移転で、まず自己所有農地を持って農業をしたいということでした。
- 土屋議長 はい、11番。
- 笠間委員 農業の手伝いをしていると言っていましたけど、自分の土地ではないのですか。殆ど自分でやっているようですが。
- 事務局(雨宮) お手伝いということでした。
- 土屋議長 はい、2番。
- 小坂委員 今の話だと自分で土地を持ってやりたいということであれば、▲㎡を▲万で買うのなら、もっと広い面積で安い土地があると思うけど、その点についてはどうですか。
- 事務局(雨宮) この農地ですが、現在〇〇さんがお住まいの自己住宅の土地に隣接しております。その利便性を考慮してこちらをお買い求めになったようでした。
- 小坂委員 現在この▲㎡を借りて使っているということではないのですか。
- 事務局(雨宮) これからということですよ。
- 小坂委員 その▲㎡の土地の状況はどうなっていますか。
- 事務局(雨宮) こちらは直ぐにでも耕作が出来る状態の農地となっております。
- 小坂委員 それは今までの持ち主が綺麗にしていたということなのかな。
- 土屋議長 他にありますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第3「農地利用集積計画(案)」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、日程第3「農地利用集積計画(案)」について、原案のとおり承認といたします。続きまして、日程第4「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について、農政部長より説明をお願いします。
- 五十嵐委員 それでは説明いたします。日程第4「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」です。平成27年度の大島町農業委員会における活動目標があり、それに対しての評価案を資料のとおり作成いたしました。1、法令事務に関する点検で

す。農業委員会総会の開催及び議事録の作製につきましては、開催日の周知を窓口で備え付けておりますが、開かれた農業委員会とするべく、今後の改善措置として、ホームページや広報紙を活用していきたいと思っております。総会の議事録作製は、事務局において約10日の期間で作製しております。これに関する改善措置は無しとしております。また議事録につきましては、詳細なものを作製しており、公表も事務局に備え付け、縦覧に供する体制をとっております。平成27年9月の農業委員会等に関する法律の改正法が公布されました関係で、平成28年度より議事録の公表は、インターネット上での公表も必要となることから、大島町のホームページ上での公表及び窓口での縦覧という2つの方法で実施していきます。2番目、事務に関する点検です。(1)農地法第3条に基づく許可事務についてです。1年間の処理件数は9件で、すべて許可となっております。事実関係の確認につきましては、地区担当委員及び事務局の現地調査、ならびに当事者からの聞き取り調査を実施しております。総会での審議は、事務局及び事実確認を行った地区担当委員からの議案説明を行い、議案ごとに審議をしております。また、申請者への審議結果通知につきましては、許可証を発行する際に行っております。処理期間は、標準処理期間として15日となっておりますが、平均10日で処理を行っております。続いて(2)農地転用に関する事務です。1年間の処理件数は15件で、事実関係の確認は、申請時に転用計画の現実性を事務局で確認するとともに、農地法第3条の場合と同様に現地調査等を実施しております。総会での審議につきましても事務局からの説明、地区担当委員からの説明を行い、審議しております。また、公表等につきましても農地法第3条と同様です。続いて(4)情報の提供等についてです。賃借料情報の調査・提供については、窓口にて実施しております。農地の権利移動等の状況把握につきましては、調査対象件数がございました。農地基本台帳の整備につきましては、整備対象農地面積を1,478haとし、整備を進めているところでございます。その他の法令事務につきましては、農地法関係事務と同様に聞き取り調査等を実施する等の対応をしております。続いて2、遊休農地に関する措置に関する評価についてです。平成27年度当初といたしましては、1,478haに対して遊休農地面積が73haとなっており、全体農地面積の4.94%となっております。遊休農地の解消面積として目標を2haとしておりましたが、実績が作れない状況でした。平成27年度は農地利用状況調査を6月から12月までの7ヶ月で実施しており、1月から2月の期間で取りまとめを事務局で行い、その結果に基づく遊休農地の地権者に対して、今後の農地利用意向を調査しております。目標に対する評価案といたしまして、ストップ遊休農地再生事業について、農業者への周知が進んだことにより、一定の成果をあげておりますが、今後さらなる普及活動が必要と考えます。活動に対する評価案といたしまして、広報紙等を活用し、制度の周知を図っているため、遊休農地の解消への理解は進みつつありますが、引き続き農地パトロールを強化し、遊休農地を未然に防ぐことが重要と考えます。続いて3、促進等事務に関する評価についてです。認定農業者等担い手の育成及び確保ですが、平成27年4月時点の大島町における農家数は194戸、うち主業農家は23戸です。認定農業者は51経営体で、農業者の高齢化及び後継者不足で、認定農業者の確保に支障をきたしております。平成27年度の目標は、認定農業者を51経営体から

53経営体へ、特定農業法人を0から1経営体へというものでしたが、平成27年度中に更新を迎える認定農業者について、高齢等を理由として、大幅な減少となっております。目標の評価案といたしまして、高齢等の理由から更新打ち切りの歯止めをかけることができませんでした。また、活動の評価案といたしまして、今後、認定農業者制度の更なる周知を徹底し、普及推進に努めたいと思います。続いて、担い手への農地利用集積です。平成27年度当初までの実績としまして、9.65haでしたが、平成27年度中、1件の使用貸借、また1件の中間管理事業による農地利用集積がございましたので、2件分の0.44haという実績になっております。評価案といたしましては、今後も引き続き、貸し手、借り手の掘り起こしを積極的に行い、農業委員が先頭に立ち、積極的に制度の周知を行うことで、借り手、貸し手の掘り起こしをしていきたいと思えます。続いて、違反転用への適正な対応についてです。違反転用の面積につきましては、農地パトロール及び農地利用状況調査を平成29年度までの5カ年計画で行っており、全体の実数把握が出来ておりませんでした。しかしながら、平成27年度中における違反転用案件が1件あり、農地部会を主とした地権者及び使用者に対する口頭指導等を実施したところでございます。この指導によりまして、地権者及び使用者から、違反転用をしているという認識があり、今後は正していくという回答を頂いておりますので、評価案では、違反転用の防止、減少につながっていると記載しております。また、活動の評価案といたしましては、農地部会にて指導を行い、その結果を農業委員会総会にて報告する等の農業委員全体の情報を共有しているところでございます。以上、平成27年度の活動点検評価についての説明を終わります。

土屋議長 ありがとうございます。ただいま説明のありました活動の点検・評価(案)について、意見のある委員は挙手にてお願いします。

土屋議長 はい、9番。

向山委員 認定農業者の名簿を持っていますけれど、平成23年3月10日の資料なので、出来たら最近の名簿を作って配布してもらえませんか。

事務局(雨宮) 分かりました。

土屋議長 はい、10番。

土井委員 去年の12月に認定農業者の申請がありましたよね。それは認定書等交付されましたか。

事務局(雨宮) 近々に出す予定です。

土屋議長 他にありますか。はい、9番。

向山委員 これは27年度についての状況説明ですよ。28年度の目標は。

事務局(雨宮) これからです。

土屋議長 他にありますか。よろしいでしょうか。それでは採決いたします。日程第4「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について、原案のとおり賛成の委員は挙手願います。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、日程第4「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について、原案のとおりといたします。続きまして日程第5「平成28年

度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」、農政部長より説明をお願いします。

五十嵐委員

それでは、日程第5「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」につきまして説明いたします。1、農業委員会の状況についてです。農家・農地等の概要についてですが、こちらの数字は平成27年に実施されました農林業センサスの数字が記載されております。現在、大島町の総農家数は143戸、自給的農家数は73戸、販売農家数は、主業農家、準主業農家、副業的農家の総数で70戸となっております。また、農業就業者数は106名となっており、そのうち女性は41人、40代以下は3人です。認定農業者につきましては、4月1日現在23経営体です。また、基本構想水準到達者につきましては、農業経営改善計画を満了した方を対象といたしまして、29経営体としております。認定新規就農者は1人、農業参入法人は2経営体です。この法人は、株式会社大島牛乳及び株式会社椿が該当しております。経営耕地面積は80ha。うち畑は75ha、樹園地は5haです。2、農業委員会の現在の体制ですが、新制度に基づく農業委員会の任期は、平成31年3月31日まで。農業委員の定数は14人、実数は12人です。また内訳といたしまして、認定農業者が4人、認定農業者に準ずる者が2人、女性1人、中立委員1人となっております。農地利用最適化推進委員は、定数7人で、実数は、本日の総会で確定となるため、未記入となっておりますが、こちらは実数3人を加筆いたします。次のページをご覧くださいと、2、担い手への農地の利用集積・集約化についてです。現状といたしましては、農地面積80haといたしまして、これまでの集積面積は9.99haとなっており、集積率は12.49%です。28年度の目標ですが、集積面積を2haと設定いたしまして、日常的に借り手の掘り起こしを進め、貸し手の意向を把握し、調整を図りたいと思います。また、広報紙などを活用して、制度の周知に努め、進めていきたいと思います。続いて3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。過去3年間の実績といたしまして、自然増が見込めず、殆ど増加しない状況です。平成28年度については、大島町新規就農者支援研修事業の研修生に対する農地斡旋などを支援しつつ、島内外問わず新規参入希望者となる者への情報提供を行える体制を整備していきたいと思います。次のページをご覧ください。4、遊休農地に関する措置です。現在の農地面積80haに対して、遊休農地面積は127haとなっております。これは、農林業センサスの耕地面積が80haとなっていることから、数字が逆転しております。ですので、管内農地面積に括弧書きで、登記簿上の農地面積を記載しております。平成28年度の目標ですが、遊休農地の解消面積を目標として1haとしております。活動計画といたしましては、日常的に農地パトロールを行い、農地の状況、地権者の意向を把握し、担い手への農地の斡旋を図っていききたいと思います。次に5、違反転用への適正な対応についてです。平成28年度の活動計画として、日常の農地パトロールで違反転用に対しては指導を実施するとともに、地域農業者からの情報を収集し、違反転用を未然に防ぎたいと思います。以上、説明を終わります。

土屋議長

ありがとうございました。ただいま説明のありました活動の点検計画（案）について、意見のある委員は挙手にてお願いします。はい、10番。

土井委員 遊休農地の解消面積の目標が1haとなっていますが、これはどんどん高齢化が進んでいく中で、去年の実績を見ても達成されていないですね。具体的にどうするかがないですけど、これはただ目標を掲げているだけで良いのですか。

事務局(雨宮) ただ掲げているだけではなくて、ある程度の努力目標を作って、そのために今後どのようにしていくかはこれから具体的に詰めていく形になりますので、まずは大枠で現状を把握してから目標を定めたいと思います。具体的なことはこの農業委員会総会等で委員の皆様でご審議頂きたいと思っております。

土井委員 今日目標を掲げる日ということですね。分かりました。すみません、余計なことを言っ

(～新保委員 中座～)

土屋議長 はい、9番。

向山委員 毎年この案とか目標とか出ますけど、実際にクリア出来ていないのが現実ですよ。委員の皆さんも努力していると思いますが、なかなか追いつかないよな。まして毎年農地の利用状況調査をしているけど、耕作放棄地がどんどん増えて、去年も酷かったでしょ。また今年度もやらなければいけないでしょ。かなり耕作放棄地が増えていて、その数字も大きくなってしまって。皆で努力しても高齢化、担い手不足、価格が不安定等でどんどん衰退していく。あと、総農家数が143となっていて、前年度は194ですよ。一年間で50くらい減ってしまっている。これでは目標を達成するのは無理だ。

(～新保委員 着席～)

土屋議長 はい、事務局。

事務局(雨宮) ただいまの数字の減少についてご説明しますが、この計画に載っている数字は農林業センサスの数字が基準となっています。このセンサスは5年に一度で、どうしても過渡期の数字が残っていて急に増えたり減ったりするのでご了承下さい。

土井委員 では一年間で減った数字ではないわけですね。

事務局(雨宮) そのとおりです。

土屋議長 他によろしいでしょうか。それでは採決いたします。日程第5「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について、原案のとおり賛成の委員は挙手願います。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、日程第5「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について、原案のとおりいたします。続きまして日程第6「その他」について、事務局より願います。

事務局(幡野) それでは農業委員の積み立てについてご説明します。後ほど報酬等についてご説明いたしますが、今まで報酬から一月5,000円の積み立てを行っていました。こちらは農業委員の自主研修や新年会等、突発的な支出が出た時等、事務局でお預かりし支払いをするという形を取らせて頂きました。また、預かせて頂いた積立金については、年度末で精算する形をとっていましたが、今年度も同様に積み立てをするか、後ほどご検討頂きたいと思っております。続いて、農業委員会の概要を説明いたします。まず、農業委員会の役割ですが、農業委員は、農地の番人として、管内農地の保全・有効利用を目指し、

日常的に農地パトロールなど実施するとともに、農地法関係の申請に関する審議を行います。また、地域農業者の声を大島町の農政へつなげるために建議・要望等を大島町、東京都、国へ働きかけていく機関でもあります。続いて、農業委員会等に関する法律の改正についてです。農業委員会が、農地利用の最適化をより良く果たせるようにするため、平成28年4月1日から農業委員会等に関する法律の改正（平成27年9月4日公布）により従来の公選法に基づいた委員の選出から、市区町村長による選任制へ変更されました。また、農業委員会とは別に、各地域において農地利用の最適化を推進する「農地利用最適化推進委員」の設置が義務付けられました。続いて、大島町農業委員会委員の定数です。今回の法改正に伴い、平成27年12月議会にて従来の定数条例を廃止し、新たに定数条例を制定しました。以下の表にございますとおり、18名から14名になっております。続いて、大島町農業委員会の選出方法の変更についてです。今回の法改正に伴い、農業委員会の選出方法も変更となり、従来の公選法に基づいた選出から、市区町村による選任制へ変更されました。以下の図式をご覧ください。市町村長はおおむね1ヶ月推薦・公募を開始します。その後農業委員候補者評価委員会を開催し、委員候補者の決定をします。その後、市町村議会にて、委員候補者の承認・同意を得ます。その後市町村長が任命する選任制へ変更となっています。次のページをご覧ください。続いて、農地利用最適化推進委員の役割です。大島管内農地の利用について検討するため、日常的に地域の農地パトロールや利用状況等を調査することが主として行い、遊休農地・荒廃農地を発生させないようにするとともに、農地法関係の申請があった際は、農業委員と申請地の確認をします。続いて、農地利用最適化推進委員の定数でございます。法改正に伴い、管内農地面積が200ha以上ある農業委員会には「農地利用最適化推進委員」を設置しなければならないと規定されました。また、設置基準については100haあたり1名を設置できると規定されており、大島町の管内農地面積は約1,500haであることから、15名を定数とすることが出来ますが、農業委員の定数が14名であり、推進委員を規定のとおり15名の定数とすると合計で29名になってしまうことから、島内7地区を3名体制で担当出来るよう、推進委員の定数を7名、農業委員と合計で21名としました。この定数条例についても平成27年12月議会にて条例が可決成立されています。続いて、農地利用最適化推進委員の選出方法です。農業委員会がおおむね1ヶ月定める地域ごとに推薦・公募を開始します。その後農業委員会は、推薦・公募の結果を尊重し、委員を選定し、農業委員会が委嘱します。続いて、農業委員の報酬についてです。会長一月25,000円、会長職務代理者一月21,000円、委員一月20,000円となっております。続いて、農地利用最適化推進委員の報酬についてです。委員一月20,000円となっております。次のページをご覧ください。続いて、農業委員の費用弁償についてです。農業委員は、総会及び農業委員としての活動に対して費用弁償を支払っています。日当は1日2,000円。1時間以上の活動で支給します。交通費については、実費を支給してございますが、大島町職員給与条例に基づき月額を日額に換算し、支給しています。なお、担当地区内については支給しておりません。次のページをご覧ください。農業委員と農地最適化推進委員の役割を図式にしたものです。先ほど役割をお話いたしました、農業委員と農地最適化推進委員が密接に

連携し、現場活動を行うことが主な内容になります。次のページをご覧ください。農業委員会の主な年間のスケジュールになっておりますのでご確認ください。また、農業委員会定例会は毎月24日となります。次のページをご覧ください。農業委員会で農地法関係の申請に関する審議を行う内容になります。続いて、農地の下限面積についてご説明します。

事務局(雨宮) 別段の面積の基準(下限面積)の変更についてという資料です。先ほど小坂委員からもお話が出ましたとおり、農地法第3条の規定による許可申請については、その譲受人となる者の資格要件が必要になります。これが年間耕作日数150日以上、耕作の下限面積が30a以上を確保出来る場合において許可が出るものです。こちらは平成21年の農地法改正に基づき、各農業委員が標準的な面積ですと50aが下げられるものとして規定されています。ですので大島町は標準的な50aから30aまで引き下げた経緯があります。こちらの資料の2枚目をご覧くださいと、下げられる条件について説明が載っています。まず農地法施行規則第17条第1項第3号「当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであること」ですが、直近の農林業センサス2015、第5表より、経営耕地面積規模別経営体数0aから30aが19.28%で40%下まわりますので、この要件では下限面積を変えられませんが、第17条第2項が該当しまして、この中の「当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること」。つまり遊んでいる農地が結構あるということです。続いて、この農地面積を30aに下げたとしても、大島の農業の法的な利用の確保に支障がない場合であれば、この面積を下げられます。この第1と第2は該当しますので、大島町農業委員会として30aから更に下限面積を下げることは可能です。では何を参考にするかですが、農林水産省の定める農林業経営体の定義の各作付面積が載っています。露地野菜が15a。施設栽培の面積ですが、これはハウスになりますのでこちらは考えなくて良いと思います。果樹栽培面積が10a。露地花卉栽培面積が10aです。これだけあれば農林業経営体と国が定めていますので、もし変更するのであれば10aから15aが適切かと考えていますが、あくまでも農業委員会の総会で委員の皆さんでご審議頂いて決定するものですので、よろしく願いいたします。続きまして、農業委員会の活動記録カードのご説明をいたします。農業委員さんがこの総会も含めて農地パトロールや農地法絡みの現地調査、登記官照会の現地調査等の色々な活動を行った場合には、こちらの農業委員活動記録カードにご記入頂きたいと思います。こちらは先ほど事務局の幡野氏から説明があったとおり、活動記録カードを基に時給や日当等の計算を行っておりますのでご提出下さい。ご提出頂くタイミングは、農業委員会総会開催時に頂ければと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

土屋議長 ただいまの事務局説明ですが、まず積立金をどうするか皆さんで決めて頂きたいと思います。今までとおりで良いですか。

(～賛成の声 多数～)

では毎月5,000円を積立金としまして、ドリンク代もこの中から支出します。続いて農業委員会の概要について何かありますか。では、下限面積について何かありますか。はい、9番。

向山委員 今まで農地の貸し借りや売買でも下限面積が良く出て来ましたよ。例えば、下限面積600しかなくてクリアしないから300足して900にしようとかね。実際にそのように細工した人が今までいましたよ。だから下限面積を下げれば少しは耕作する人が増えて、ゴミ捨て場になったり有害鳥獣の巣になったりするものが減ると思うよね。そのような意味で前回言いましたけどね。下限面積を下げたからと言って支障はないと思うけど。ましてや農地法の縛りがあって家を建てたいけど、農振地域から外せないから出来ないで大島中で騒いでいるでしょ。だからなるべく緩和したような形にした方が良くと思いますよ。以上です。

土屋議長 他にありますか。はい、2番。

小坂委員 今の意見に賛成だけど、今日の3号議案にあったように、農地利用集積計画を出せば一反歩どころか100坪でも良いということですよ。これは100坪なくても50坪でも30坪でも良いということですよ。それだったら下限面積を変える必要はないと思う。わざわざ30aに下げる必要はない。東京都は50aなのだから。大島だけが低いというわけではないでしょ。他の島はどうですか。

事務局(雨宮) 八丈町さんは1aです。

小坂委員 10aではなくて1aですか。

事務局(雨宮) その他の島は20aか30aです。

小坂委員 それなら10aくらいにしておくか。

笠間委員 例えば、100坪ある土地を30坪貸す時に分筆して申請を出さなくてはいけないと。

事務局(雨宮) 農地法では農地の貸し借り等で分筆まで求めることが出来ないのです。例えば、5,000㎡ある土地の中の1,000㎡借りるということであれば、まず申請を出すことは可能で許可も出ます。ただ、5,000㎡の中のどこかを区分けして頂きます。

笠間委員 小さくなくても大丈夫ということですね。

土屋議長 はい、9番。

向山委員 もう一つ補足したいと思います。下限面積の要件の緩和化というものがあります。この項目で農地の遊休化が深刻な状態にあり、新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用を図れない場合は、上記の規定に関わらず新規就農を促進するために適当と認められる面積を設定することが出来ると書いてある。

土屋議長 他にありますか。はい、9番。

向山委員 農地調査の資料をそろそろ作らないと間に合わないと思うけど。

事務局(雨宮) 今丁度作り始めていますので。

向山委員 本当に全筆やるの。

事務局(雨宮) 今までやって頂いた中の耕作がもう絶対出来ない耕作放棄地、昔で言う赤判定の再生が困難なところは除外します。そのようなところは見込みがないということで除外しますが、復活の見込みがあると判断された場所や優良農地は回って頂きます。

向山委員 それは助かるな。

- 土屋議長 他にありますか。はい、山田係長。
- 山田係長 27年度が終わって、ぶらっとハウスさんから大島町直売所運営委員会の数字の報告がありまして、前年度より伸ばしています。休日を無休にして引き続き頑張っていかれるようなので、農業委員の皆様にご報告いたします。あともう一つ、来月5月の末に東京竹芝栈橋で島じまんという2年に一度のイベントがありまして、各島が集まりますけれど、今回も大島町ではガーベラ、ブバルディア、キキョウラン、トルコギキョウ等を無料で配布して花卉類をPRしたいと思っています。野菜についてもぶらっとさんと相談しながら少し販売しようと思っています。以上です。
- 向山委員 もう一つ。新組織の大島町農業生産組合が出来ましたよね。何度も言うてくどいようですが、災害の義援金もそちらに行ったし、町の借入もしたでしょ。その借入は何年契約で返済ですか。
- 山田係長 15年ですね。
- 向山委員 年払いですか。月払いですか。
- 山田係長 年度末に払って頂きます。
- 向山委員 それが達成出来ない時はどうなっていますか。
- 野村課長 代表理事初め、設立発起人の方々が全て保証人になっています。
- 向山委員 それと、先日頼んだ品物の数が足りなくて理由を聞いたら、これしかないから直ぐ注文しますと言われて20日くらい待ったけど何も音沙汰がなくて連絡してみたら、注文していません、注文出来ないというような話でしたよ。この状況を分かっていますか。まだ始まったばかりですけどね。
- 山田係長 聞いていません。それは向山さんが一農業者さんとして新組織に直接言うべきですし、一農業委員さんとしても直接言ってもらって結構ですので。今我々に現状を言われましても。
- 向山委員 いや、私だけでなく頼んでも物が来ないという農業者の声を聞くわけ。だから分かっているのかと思って。農業委員会としても気になりますよね。
- 土屋議長 他にありますか。はい、10番。
- 土井委員 先ほどの下限面積はいくつになったのですか。
- 土屋議長 下限面積はいくつにしますか。
- 小坂委員 俺は10aで良いと思う。
- 土屋議長 下限面積10aで賛成の方は挙手願います。
(～多数 挙手～)
- 土屋議長 では下限面積は10aとします。はい、2番。
- 小坂委員 報告です。大島町担い手育成総合協議会が3月にありまして、認定農家20名が決まりました。合計で何名か報告を受けていませんが、先程の農政部長の説明の資料を見ると23名となっているけど、12月に申請して3月に審査した20名と以前から認定農業者の3名で23名ということかな。
- 事務局(雨宮) まだ期限が残っている方がいますので、併せて4月1日現在で23名ということです。
- 小坂委員 ということは、まだ3名が任期中ということだな。

土屋議長 その他何かございますか。特にないようですので、これもちまして第1回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員